

事業者排出量削減計画書 (新規変更)

(あて先) 京都府知事	平成18年
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印)
京都府京田辺市大住浜55-12	パナソニック エレクトロニクスデバイス 日東 松崎 考志 電話 0774-63

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項 (第18条第2項、第18条第3項) の規定により提出します。				
特定事業者の主たる業種	セラミック部品及びオプトエレクトロニクス部品の製造、販売			
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者 (大規模エネルギー使用事業者 (原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者 (大規模運送事業者 (トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者 (その他の温室効果ガスの大規模排出事業者 (二酸化炭素に換算して3,000トン以上))			
計画期間	平成18年4月 ~ 平成20年3月			
基本方針	クリーンファクトリー (ゼロエミッション) の推進 ・省エネルギー、廃棄物削減、化学物質削減活動の推進。 ・3R (省資源、リサイクル、再利用化) の見直しと推進。			
推進体制	環境保護推進委員会に省エネルギー部会を設置し、省エネルギーに係る共通課題の抽出と検討を行い省エネルギー活動を推進する。			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	18~19	製造部門	設備稼働率を向上し、電気使用量を削減する。	
	18~19	製造部門	製品歩留まり向上により電気使用量を削減する。	
	18~19	製造部門	製造工程改善 (焼成工程レス) により電気使用量を削減する。	
	18	工場全体	照明灯の閉引きにより電気使用量を削減する。	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度 (実績) (平成17) 年度 (二酸化炭素換算 (t))	目標年度 (計画) (平成19) 年度 (二酸化炭素換算 (t))	削減率 (計画) (%)
	A 事業所等排出区分	4,266 t	4,183 t	- 2.0 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	5 t	5 t	0.0 %
	排出合計	*1 4,271 t	*2 4,188 t	- 1.9 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度 (計画) 取組量等 (二酸化炭素換算 (t))		
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量) kwh	(削減量) t	
		(熱供給量) GJ	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(購入量) kwh	(削減量) t	
	削減量等合計		*3 t	
差引排出量 (排出合計 - 削減等合計)	*1	4,271 t	(*2)-(*3) 4,188 t	- 1.9 %
特記事項	過去の取組み (1) エネルギーの有効利用：圧縮機の低圧化、パッケージエアコン (空冷式ヒートポンプ) の導入 (2) 温室効果ガスを含んだ物質の購入、使用、排出：洗浄剤として使用していたフロンを全廃 (3) 容器、包装、梱包材の使用：通い箱の利用 (4) 廃棄物の排出削減：廃食用油のリサイクル、缶、ビン、ペットボトルは納入業者の引取り (5) 水の使用量の合理化：トイレに水洗音発生器の取り付けによる節水			
連絡先	担当部署			
	担当者氏名			
	住所			
	電話番号			
	ファクシミリ番号			

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京をいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度 (1990年度) を基準とした排出量の対比やエガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温